

鳥取県告示第 357 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 9 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
医療法人社団 日翔会	日野郡日野町 根雨909-1	医療法人社団日翔 会おしどり荘訪問 介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	居宅介護、重 度訪問介護	平成20年4月 1日